

食堂パス利用規則

岐阜市立女子短期大学生活協同組合

第1条（食堂パスシステムの実施）

岐阜市立女子短期大学生活協同組合（以下「生協」という）は組合員カードで、生協が指定した利用期間及び指定した1日当たりの利用限度額の範囲内で、生協が指定する食堂等の店舗（以下（指定店舗）という）でICカード対応機器の認証で食事等を利用すること（以下、食堂パスシステムといいます。）を許容する。

- 2 生協の組合員は、食堂パスシステム利用期間に対応する生協が指定した金額を、現金を添えもしくは生協が指定する金融機関口座への払込をもって申請することにより、生協が指定する日から、組合員カードによる食堂パスシステムが利用できる。（以下「会員」という）
- 3 食堂パスシステムを利用できる指定食堂等については、別途定め、利用申し込み案内等で会員に明示する。

第2条（食堂パスシステム利用の期間・1日あたり利用限度額・利用可能商品等）

生協は、食堂パスシステム利用の期間、1日あたり利用限度額及び食堂パスシステムで利用できる食事等商品の範囲を定め、これを会員に通知するものとする。

- 2 食堂パスシステムは本人利用限定で、他人の分の購入や他人への貸与等はできないものとし、会員は、これに反した場合、生協で食堂パスシステムの利用停止措置ができることをあらかじめ承諾するものとする。
- 3 食堂パスシステム申し込みにかかる入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とする。

第3条（食堂パスシステムが利用できない場合）

会員は、第2条に定める事項以外に加え、次の場合には食堂パスシステムが利用できないことをあらかじめ承諾するものとする。

- ① 生協から脱退し、生協の組合員でなくなった場合
- ② カードの紛失、汚損等により、食堂パスシステムの読み取りが不可能な場合
- ③ 指定食堂の端末機が停電、故障等のやむを得ない事情により利用できない場合
- ④ 本利用細則から著しく逸脱した行為を行い、利用を一時的に停止されている場合
- ⑤ 不可抗力（天災、暴動、流行病、政府・自治体および大学の命令）などのやむを得ない事情により計画外に食堂店舗を閉店した場合
- ⑥ その他会員の事情により、カードを所持していない場合

第4条（食堂パスシステムの紛失・汚損等）

会員は、組合員カードの紛失、盗難、汚損・読み取り不能、その他組合員証の再発行を必要とする場合には、生協が定める規定に従い、組合員カードの再発行を受けるものとする。

- 2 食堂パスシステム利用期間内である場合、生協は会員に対して再発行された組合員カードに食堂パスシステム機能を設定するものとする。

第5条（食堂パスシステム利用時の返品および返金）

食堂パスシステムで購入した食事等の商品についての返品、返金は、レジ操作ミスなど生協の過失による場合の他は受け付けない。

- 2 第4条の場合において、利用可能額を生協に返還請求することはできないものとする。

第6条（食堂パスシステム期間中の解約および返金）

生協がやむを得ない事情と判断した場合に限り会員が、食堂パスシステム利用期間中において解約することができる。

- 2 会員が食堂パスシステム期間中において解約をする場合は、生協は会員から生協所定の手続きによる申し出を受けて、食堂パスシステム未執行代金を返金する。
- 3 解約による未執行代金とは、食堂パスシステム購入価格から、実際に利用した金額を控除した金額とする。マイナスとなった場合は、返金はないものとする。
- 4 解約は会員が学生の場合は保護者の同意が必要とする。また、返金は生協が指定した方法で行い、その際に発生する手数料がある場合は会員が負担する。

第7条（食堂パスシステム利用期間終了後の未執行代金返金）

食堂パスシステムの利用期間が終了した時点で食堂パスシステム利用累計額が食堂パスシステム購入価格に満たない場合、その差額を返金する。

- 2 返金は生協が定めた方法で行い、その際に発生する手数料がある場合は会員が負担する。

第8条（改廃）

本規則の改廃は生協理事会が行い、会員に通知する。

第9条（施行）

本規則は2018年9月食堂パスシステム運用開始日から施行する。

2018年7月11日

岐阜市立女子短期大学生協理事会